

The background is a vertical gradient from dark green on the left to light green on the right. It features three circles with a green-to-white gradient: a large one in the upper left, and two smaller ones in the lower middle. At the bottom, there are several horizontal stripes of varying shades of green.

# 生産緑地地区制度

知立市  
都市計画課

1

## 生産緑地地区とは（生産緑地法第1条）

生産緑地地区とは、市街化区域内で一定の要件を満たす、農業生産活動の場として計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るための農地のことです。

2

## 生産緑地地区に指定されると（生産緑地法第7条・8条）

農地として良好に管理する義務が発生します。

生産緑地地区内では、次の行為が原則として禁止されます。

1. 建築物や工作物の建築等
2. 宅地造成、土地の形質の変更
3. 水面の埋立てや干拓

ただし、次の行為は市の許可を受けることにより可能となります。

1. 農産物の生産又は集荷の用に供する施設（ビニールハウス、温室など）
2. 農業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設（農機具倉庫など）
3. 農産物の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設（ライスセンターなど）
4. 農業に従事する者の休憩施設（あずまやなど）
5. 市民農園に必要な施設（市民農園管理施設など）

生産緑地は、特別な理由により営農が不可能になった場合には、市長に当該地の買取りを申出することができます。

### ■ 買取り申出の要件

1. 生産緑地地区に指定されてから30年が経過した場合  
※特定生産緑地地区に指定されている場合は、特定生産緑地地区の指定から10年延長
2. 主に農業に従事していた方が死亡した場合
3. 主に農業に従事していた方が農業従事を不可能とする故障を生じた場合  
(以下の①～⑧が当てはまります)

#### 【農業従事を不可能とする故障（生産緑地法施行規則第4条）】

- ① 両目の失明
- ② 精神の著しい障害
- ③ 神経系統の機能の著しい障害
- ④ 胸腹部臓器の機能の著しい障害
- ⑤ 上肢若しくは下肢の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害
- ⑥ 両手の手指若しくは両足の足指の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害
- ⑦ ①から⑥に準ずる障害
- ⑧ 1年以上の期間を要する入院その他の原因で農業に従事することができない故障

※以上の①から⑧の理由で買取り申出をする場合、先に故障の認定申請が必要ですので、都市計画課までご相談ください。

また、認定申請の際、医師の診断書の添付が必要です。診断書の内容に農業従事が不可能であることが客観的に判断できるよう次のことを明記してください。

(ア) 病名 (イ) 病気の経過 (発症の時期など) (ウ) 現在の症状が農作業を不可能にする因果関係 (エ) 不可能であることの断定 (オ) 現在の症状が固定又は確定した時期

## ■ 買取り申出ができる方

土地所有者に限られます。  
ただし、土地所有者が死亡し、相続人が確定している場合はその相続人、また相続人が確定していない場合は相続権利者全員の連名で買取り申出が可能です。

## ■ 生産緑地地区の行為制限解除（生産緑地法第14条）

市が買取り申出を受理した日から3ヶ月以内に当該生産緑地の所有権の移転が行われなかったときは、建築行為等の制限が解除されます。

## ■ 注意事項

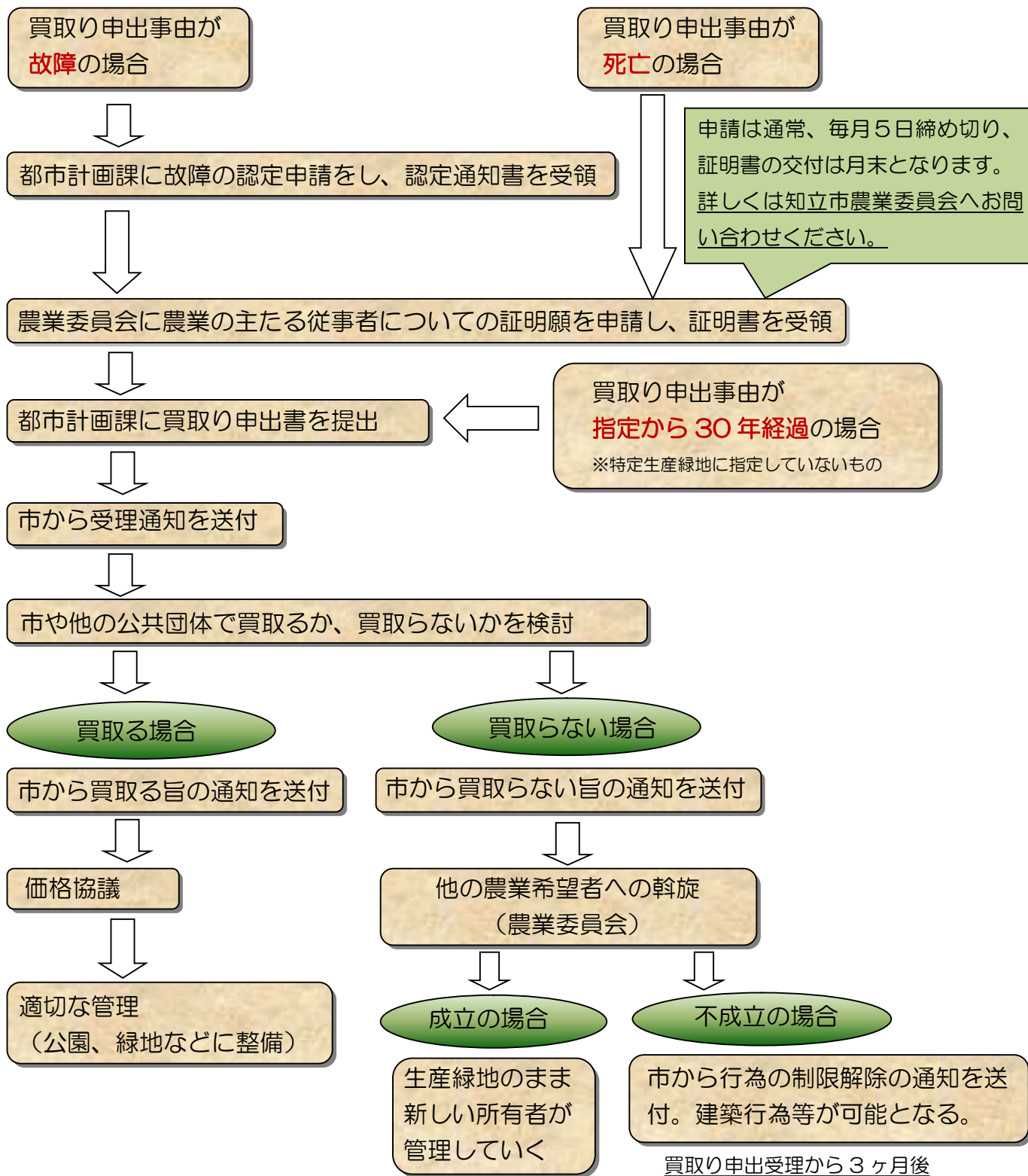
買取り申出事由（死亡又は故障）が生じた日から原則1年以内に申出をしてください。

同じ従事者による解除事由（死亡又は故障）による申出は1回に限ります。

一団で生産緑地に指定してある場所の一部を申出する場合、残された隣地の生産緑地が500㎡未満になるなど、指定が解除される場合があります。

相続税又は贈与税の納税猶予を受けている農地については、指定解除により、猶予されている税と利子税の支払義務が生じますので、詳細については税務署にご確認ください。

## ■ 買取り申出フロー図



知立市役所 都市整備部都市計画課 都市企画係  
TEL : 0566-95-0129  
FAX : 0566-83-1141  
〒472-8666 知立市広見三丁目1番地

#### ■ 参考 生産緑地法（一部抜粋）

（目的）

**第一条** この法律は、生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

（生産緑地の管理）

**第七条** 生産緑地について使用又は収益をする権利を有する者は、当該生産緑地を農地等として管理しなければならない。

（生産緑地地区内における行為の制限）

**第八条** 生産緑地地区内においては、次に掲げる行為は、市町村長の許可を受けなければ、してはならない。

- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 二 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更
- 三 水面の埋立て又は干拓

（生産緑地の買取りの申出）

**第十条** 生産緑地の所有者は、当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての告示の日から起算して三十年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る農業の主たる従事者が死亡し、若しくは農業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものを有するに至ったときは、市町村長に対し、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。

（生産緑地地区内における行為の制限の解除）

**第十四条** 第十条の規定による申出があつた場合において、その申出の日から起算して三月以内に当該生産緑地の所有権の移転（相続その他の一般承継による移転を除く。）が行われなかつたときは、当該生産緑地については、第七条から第九条までの規定は、適用しない。